

1. 阪大教職員・非常勤講師数：2013 年 5 月 1 日現在：

|         | 専任教職員 | 年俸制任期付常勤教職員 | 非常勤教職員 | 非常勤講師 |
|---------|-------|-------------|--------|-------|
| 吹田キャンパス | 3778  | 1108        | 3039   | 279   |
| 豊中キャンパス | 1027  | 86          | 552    | 397   |
| 箕面キャンパス | 136   | 29          | 29     | 368   |

(所属する部局等の所在地(キャンパス)により計上  
異なる(又は複数の)キャンパスで勤務又は授業を行っている場合もあり)

2. 労働契約法第 18 条対応状況： 2012 年 11 月 27 日付「有期雇用ルールの見直しに  
ついて」で各部局に有期雇用契約 5 年上限を通知

非常勤職員(短時間勤務職員)：2013 年 4 月 1 日付就業規則で契約更新 6 年上限を  
5 年上限に一方的不利益変更

\*2004 年法人化前の非常勤職員：2015 年 3 月雇い止め

→168 名中 70 名が再雇用(2015 年 12 月時点)；

法人化後の非常勤職員：雇い止め→六ヶ月クーリング→再雇用が非常に多い実態？

任期付教職員・非常勤職員(定時教育研究等職員・短時間教育研究等職員)・

非常勤講師・TA・RA・アルバイト：2014 年 4 月 1 日付「国立大学法人大阪大学有期雇用  
教職員等の契約期間に関する要項」(学内規程)で「任期法」又は「研究開発力強化法」  
の「労働契約法の特例(5 年→10 年)」適用

任期付教職員・非常勤職員(定時教育研究等職員・短時間教育研究等職員)：就業規則あり

3. 非常勤講師・TA・RA・アルバイト：「準委任契約」だが 5 年上限→10 年上限；

\*「準委任契約」なので労働者性を否定：就業規則なし、労働者過半数選挙から排除

！ただし給与は源泉徴収されている：2007 年以前は「給与明細」→同年途中「報酬明細」

\*2007 年 10 月 1 日の旧大阪外国語大学と阪大の統合直前より関西圏大学非常勤講師組合  
が交渉を開始し、非常勤講師の「準委任契約」が判明→その後「報酬明細」への変更

2004 年法人化以降、吹田・豊中キャンパスの労働者過半数代表者選出から非常勤講師等  
は排除→2007 年 10 月 1 日の旧大阪外国語大学と阪大統合から箕面キャンパスでも排除

→2013 年に労基法第 90 条違反で大阪地検に刑事告訴、2015 年 3 月嫌疑不十分不起訴処分

\*2012 年度吹田・豊中・箕面キャンパスの労働者過半数選挙からの非常勤講師の排除は  
認定された

\*旧大阪外国語大学(現大阪大学外国語学部@箕面キャンパス)非常勤講師：2004 法人化  
～2007 年 9 月 30 日まで労働契約、就業規則あり→2005 年度労働者過半数選挙に参加